

令和8年度

入学者のしおり



大阪府立大阪南視覚支援学校

〒558-0023
大阪市住吉区山之内1丁目10番12号
(電話 06-6693-3471)

[目 次]

	ページ
1 各種証明書等について	
① 幼児・児童・生徒証	1
② 通学証明書（定期券購入用）	2
③ 生徒（幼児・児童）証・通学証明書発行台帳	3
④ 在学証明書	4
⑤ 学割証	4
⑥ 物品の販売について	4
2 学校諸費の納入について	
① 学校給食費・PTA会費・学年費等の 納入について（通学生）	5・6
ア 学校諸費	
イ 納付方法	
② 舎費・食費等の納入について（寄宿舎生）	7・8
ア 寄宿舎諸経費	
イ 納付方法	
3 就学奨励費について	9
① 各種経費について	9
② 書類の提出について	9
ア 基本報告書	10・11
イ 交通費調書	12
ウ 委任状	13
③ 就学奨励費手続き年間予定表	14
4 大阪府立大阪南視覚支援学校PTA規約	15・16

取得した個人情報は各種証明書等の作成、就学奨励費の支給手続きに必要な範囲内で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

1 各種証明書等について

① 幼児・児童・生徒証

本校の幼児・児童・生徒であるという証明書です。1年間大切に携帯してください。
なお、交付後に住所変更等があれば速やかに届け出てください。

記入例

(中学部・高等部(本科・専攻科))

No.	
生徒証		
下記の者は本校の生徒であること を証明する。		
写真 24×30mm		
部	科	科
第	学年	
名前 住吉 隆(12才)		
昭和・平成 X 年 5 月 10 日生		
住所 堺市〇〇区〇〇町1-1		
令和 × 年 4 月 1 日 発行		
大阪市住吉区山之内1-10-12		
大阪府立大阪南視覚支援学校		
校長 ○○ ○○○		
印		

(小学部)

No.
児童証	
下記の者は本校の児童であること を証明する。	
写真 24×30mm	
小 学 部	
第	学 年
名前 住吉 隆(6才)	
平成・令和 X 年 5 月 10 日生	
住所 堺市〇〇区〇〇町1-1	
令和 × 年 4 月 1 日 発行	
大阪市住吉区山之内1-10-12	
大阪府立大阪南視覚支援学校	
校長 ○○ ○○○	
印	

(幼稚部)

No.
幼児証	
下記の者は本校の幼児であること を証明する。	
写真 24×30mm	
幼 稚 部	
名前 住吉 隆(3才)	
平成・令和 X 年 5 月 10 日	
住所 堺市〇〇区〇〇町1-1	
令和 × 年 4 月 1 日 発行	
大阪市住吉区山之内1-10-12	
大阪府立大阪南視覚支援学校	
校長 ○○ ○○○	
印	

※ 写真（横24mm×縦30mm、正面
上半身3ヶ月以内に撮影したもの）を貼り、名前・生年月
日・住所を記入して提出して
ください。

※ 年齢は4月1日の満年齢を記
入してください。

② 通学証明書（定期券購入用）

通学定期券（JR・地下鉄・私鉄・バス等）を購入するときに必要です。

通学証明書の必要な方は、事務室の窓口に児童・生徒証を提出し、購入期間を伝えてください。

学校で発行した通学証明書を持って、定期券売り場で定期券を購入してください。

（注1）通学証明書は、発行日から1か月間有効です。発行依頼は早めにお願いします。長期休業期間（夏休み等）以外は、なるべく継続して購入してください。

（注2）長期休業期間中（夏休み等）は、原則として就学奨励費通学費の支給対象外ですので、ご注意ください。（詳しくは、事務室にお問い合わせください）

記入例

通 学 証 明 書				
No.	学校種別 又は指定番号	特 殊 学 校	区分	義 務 高 等
通学者の氏名・ 年齢及び性別	住吉 隆 (18才)			
通学者の居住区	堺市〇〇区〇〇町1-1			
部科及び学年				
生徒証明書番号				
通 学				
通 学	※記入例の 太字 部分 以外には書き込まない でください。			
證 明	学校所在地 学校名 学校代表者氏名	大阪府立大阪南視覚支援学校 校長	箇月 年 月 日 から 年 月 日 から	日 発行 代表者 職 印
1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者 3 この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事 何ヶ月定期を購入するか 窓口へ申し出てください。 ・1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月				
下欄には記入しないでください。				
年 月 日 まで				
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)		
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)		

③ 生徒（幼児・児童）証・通学証明書発行台帳

幼児・児童・生徒証、通学証明書等の発行台帳です。
必要事項を記入して提出してください。

記入例

生徒（幼児・児童）証・通学証明書発行台帳

ふりがな 名前	すみよし たかし 住吉 隆	生年 月日	昭・平・令 ×年5月10日	ふりがな 保護者名 (保証人)	すみよし たろう 住吉 太郎	学部 学科	高等 科 普通科
ふりがな 現住所	さかile〇〇く〇〇ちょう (〒555-0033) 堺市〇〇区〇〇町1-1				電話番号 (072) 〇〇〇-〇〇〇〇		
ふりがな 変更住所	(〒)				変更 月日	年 月 日	
学年	生徒（児童）証発行控			学割証発行控			備考
	組	番号	契印	再発行	発行年月日・番号	発行年月日・番号	
	1			年 月 日	年 月 日	No.(
	2			年 月			
3			年				
学年	乗車区間		4月	5月			
1	初芝～戎孫子前		～	～			
2	～		～	～			
3	～		～	～			

※記入例の**太字**部分以外
には書き込まないでください。

④ 在学証明書

幼児・児童・生徒証を事務室受付に提出して申し込んでください。

発行は、4月1日以降です。

⑤ 学割証

事務室受付で学割証交付願の用紙を受け取り、必要事項を記入して、
担任の許可を受けて（担任の記名・押印が必要）申し込んでください。

※ 各種証明書の発行について

原則、昼休み（～13：15）までに提出したものは、当日放課後に
発行します。

昼休み以降に提出したものは、翌日に発行します。

⑥ 物品の販売について

事務室での物品の販売は、下記のとおりです。

〔販売物品〕

- ・ 点字用紙 100枚（厚・薄） 180円
- ・ 点筆 540円
- ・ 校章 500円

〔販売時間〕

- ・ 月～金曜日 午前9：00～午後4：00
(祝日・年末年始、学校閉庁日、学校行事の代休日等を除きます)

✿ PTAからのお願い～PTA活動へのご協力について～

- ・ PTAは本校幼児・児童・生徒の教育活動の充実・推進のため、一致協力して活気あるプログラムを開催し、もって本校教育の振興徹底に寄与することを目的とします。（P.15 規約参照）
- ・ PTAへの入会は任意です。入会されない場合は、4月30日までに担任までご連絡ください。
- ・ PTA会計の収入・支出事務は校長に委任して行います。

2 学校諸費の納入について

① 学校給食費・PTA会費・学年費等の納入について（通学生）

ア 学校諸費

給食費・PTA会費は下記のとおりです。その他の費用は後日お知らせします。

〔給食費〕

年間予定額を1～3期に分けて徴収し、年度末までに精算します。

幼稚部 1食単価340円、年間予定額55,000円

小学部（1～3年） 1食単価370円、年間予定額73,000円

小学部（4～6年） 1食単価400円、年間予定額80,000円

中学部 1食単価460円、年間予定額92,000円

高等部（本科・専攻科） 1食単価460円、年間予定額92,000円

*単価は令和8年4月からの予定額です。

※給食を欠食する場合

・給食は年間通じて喫食することを原則とします。

・欠食する場合は次のとおりお願いします。

[1] 年間を通じて欠食する場合

年度当初に担任の先生に申し出てください（年度をまたぐ場合は毎年度、
申し出てください）。

[2] 年度の途中で欠食する場合

①病気・入院等やむを得ない事情により連續3日以上欠食する場合は、

欠食する前週の月曜日までに担任の先生に申し出てください。

②学校行事（校外学習等）で欠食する場合は、申し出の必要はありません。

〔PTA会費〕

年額3,600円を第2期に徴収します。

※PTA会費は校長がPTA会長から委任を受けて徴収するものです。

※年額は一家族単位の金額ですので、本校にきょうだいがいる場合は後日返金します。

イ 納付方法

新入学者は、第1期分は後日お配りする納付書により銀行窓口で納付してください（ATM、ゆうちょ銀行、コンビニでは納付できません）。

第2期以降は銀行口座振替での納付をお願いします。

口座振替の手続きは4月にお知らせします。

各期の納期限（振替日）は、次ページの表のとおりです。

（振替日が銀行休業日の場合は、翌営業日となります。）

※振替日前には、登録した預金口座の残高を必ずご確認ください。

※振替日に引き落としが出来なかった場合は、翌月に再振替をしますので残高確認をお願いします。

(参考) 令和7(2025)年度 学校納付金一覧表【学校費用】

(注)この表は令和7年度の徴収額です。徴収額は毎年変わりますので、令和8年度の金額は4月に配付する書類でご確認ください。

(注)給食費は令和7年度は国の交付金を活用して無償化でしたが、令和8年度については未定です。

(注)寄宿舎に入舎される方は8ページ記載の寄宿舎費用も必要になります。寄宿舎費用は下記の学校費用とあわせて納付いただきます。

(注)小学部、中学部、高等部本科の1期学年費には令和7年度のみ万博見学費(9000円)が含まれています。

幼稚部		日本スポーツ振興センター掛金	PTA会費	給食費	学年費			計	納期限(振替日)
3歳	1期	240	0	0	6,500			6,740	4月20日
	2期	0	3,600	0	2,000			5,600	7月20日
	3期	0	0	0	1,500			1,500	10月20日
	4期	0	0	0	0			0	1月20日
	合計	240	3,600	0	10,000			13,840	

小学部		日本スポーツ振興センター掛金	PTA会費	給食費	学年費			計	納期限(振替日)
1年	1期	0	0	0	11,250			11,250	4月20日
	2期	550	3,600	0	250			4,400	7月20日
	3期	0	0	0	3,000			3,000	10月20日
	4期	0	0	0	0			0	1月20日
	合計	550	3,600	0	14,500			18,650	

中学部		日本スポーツ振興センター掛金	PTA会費	給食費	学年費	修学旅行等積立金		計	納期限(振替日)
1年	1期	0	0	0	13,000	15,000		28,000	4月20日
	2期	550	3,600	0	4,000	10,000		18,150	7月20日
	3期	0	0	0	2,000	10,000		12,000	10月20日
	4期	0	0	0	0	10,000		10,000	1月20日
	合計	550	3,600	0	19,000	45,000		68,150	

高等部本科		日本スポーツ振興センター掛金	PTA会費	給食費	学年費	修学旅行等積立金	生徒会費	計	納期限(振替日)
1年	1期	1,930	0	0	10,500	10,000	1,400	23,830	4月20日
	2期	0	3,600	0	8,000	10,000	0	21,600	7月20日
	3期	0	0	0	4,500	10,000	0	14,500	10月20日
	4期	0	0	0	0	0	0	0	1月20日
	合計	1,930	3,600	0	23,000	30,000	1,400	59,930	

高等部専攻科		日本スポーツ振興センター掛金	PTA会費	給食費	学年費※		自治会費	計	納期限(振替日)
各科1年	1期	1,930	0	0	0~15,000		300	2,230~17,230	4月20日
	2期	0	3,600	0	0~10,000		0	3,600~13,600	7月20日
	3期	0	0	0	0~0		0	0~0	10月20日
	4期	0	0	0	0~0		0	0~0	1月20日
	合計	1,930	3,600	0	0~25,000		300	5,830~30,830	

※ 高等部専攻科の学年費について、柔道整復科は、この表とは別に年度当初に現金徴収があります。

② 舎費・食費等の納入について（寄宿舎生）

ア 寄宿舎諸経費

寄宿舎生は通学生の費用に加えて下記の費用が必要となります。

〔舍費〕 第1期に年額4,000円を徴収します。

〔食費〕

年間予定額を1～4期に分けて徴収し、年度末までに精算します。

小学部（1～3年）……1食単価（朝280円 昼370円 夕590円）
年間予定額 135,000円

小学部（4～6年）……1食単価（朝280円 昼400円 夕590円）
年間予定額 135,000円

中学部 ……………… 1食単価（朝340円 昼460円 夕650円）
年間予定額 154,000円

高等部（本科・専攻科）1食単価（朝340円 昼460円 夕650円）
年間予定額 154,000円

*単価は令和8年4月からの予定額です。

〔間食費〕

年間予定額を1～3期に分けて徴収し、年度末までに精算します。

小・中学部 ……………… 1食単価 130円
年間予定額 13,000円

・食費、間食費については、3月1日頃に食事の最終申込を締め切り、
年度末までに精算します。

イ 納付方法

新入学者は、第1期分は後日お配りする納付書により銀行窓口で納付してください（ATM、ゆうちょ銀行、コンビニでは納付できません）。

第2期以降は銀行口座振替での納付をお願いします。

口座振替の手続きは4月にお知らせします。

各期の納期限（振替日）は、次ページの表のとおりです。

（振替日が銀行休業日の場合は、翌営業日となります。）

※ 振替日前には、登録した預金口座の残高を必ずご確認ください。

※ 振替日に引き落としが出来なかった場合は、翌月に再振替をしますので残高確認をお願いします。

寄宿舎における食事申込と欠食については『寄宿舎のしおり』をご覧ください。

(参考) 令和7(2025)年度 学校納付金一覧表【寄宿舎費用】

(注)この表は令和7年度の徴収額です。徴収額は毎年変わりますので、令和8年度の金額は4月に配付する書類でご確認ください。

(注)食費・間食費は令和7年度は国の交付金を活用して無償化でしたが、令和8年度については未定です。

(注)寄宿舎費用は6ページ記載の学校費用とあわせて納付いただきます。

小学部		寄宿舎費用				学校費用計 6ページ参照	寄宿舎+学校 費用の合計	納期限 (振替日)
		舍費	食費	間食費	計			
1年	1期	4,000	0	0	4,000	11,250	15,250	4月20日
	2期	0	0	0	0	4,400	4,400	7月20日
	3期	0	0	0	0	3,000	3,000	10月20日
	4期	0	0	0	0	0	0	1月20日
	合計	4,000	0	0	4,000	18,650	22,650	

中学部		寄宿舎費用				学校費用計 6ページ参照	寄宿舎+学校 費用の合計	納期限 (振替日)
		舍費	食費	間食費	計			
1年	1期	4,000	0	0	4,000	28,000	32,000	4月20日
	2期	0	0	0	0	18,150	18,150	7月20日
	3期	0	0	0	0	12,000	12,000	10月20日
	4期	0	0	0	0	10,000	10,000	1月20日
	合計	4,000	0	0	4,000	68,150	72,150	

高等部本科		寄宿舎費用				学校費用計 6ページ参照	寄宿舎+学校 費用の合計	納期限 (振替日)
		舍費	食費		計			
1年	1期	4,000	0		4,000	23,830	27,830	4月20日
	2期	0	0		0	21,600	21,600	7月20日
	3期	0	0		0	14,500	14,500	10月20日
	4期	0	0		0	0	0	1月20日
	合計	4,000	0	0	4,000	59,930	63,930	

高等部専攻科		寄宿舎費用				学校費用計 6ページ参照	寄宿舎+学校 費用の合計	納期限 (振替日)
		舍費	食費		計			
各科 1年	1期	4,000	0		4,000	2,230～ 17,230	6,230～ 21,230	4月20日
	2期	0	0		0	3,600～ 13,600	3,600～ 13,600	7月20日
	3期	0	0		0	0～ 0	0～ 0	10月20日
	4期	0	0		0	0～ 0	0～ 0	1月20日
	合計	4,000	0	0	4,000	5,830～ 30,830	9,830～ 34,830	

※ 食費については、各個人の年間喫食見込額により第3期、第4期の徴収額を変更する場合がありますのでご了承ください。

3 就学奨励費について

支援学校に就学している幼児・児童・生徒・学生の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、所得に応じて決定された「段階」別に、就学に必要な諸経費が支給されます。

詳しくは、大阪府教育委員会発行の「特別支援教育就学奨励費のあらまし」をご覧ください。（今回は令和7年度版を配付、令和8年度版は4月中旬ごろ配付予定）

① 各種経費について

○ 交通費

- 通学生は「段階」に応じて通学費が支給されます。
定期券の提示またはコピーの提出が必要です。
- 寄宿舎生は「段階」に応じて帰省費が年間39往復分を限度とし支給されます。
(寄宿舎生は、通学費は支給されません。)

○ 学用品購入費ほか

- 「段階」に応じて「学用品」「通学用服（家庭で併用するものは不可）」などが支給されます。
- 購入したときのレシートの提出が必要です。後日、提出案内があるまでレシートは大切に保管しておいてください。
- レシートを発行していない店舗で購入した場合のみ「領収書」をもらってください。領収書には「あて名、品名、数量、金額」を店舗の方に記入してもらってください。
- 就学奨励費で支給可能な物品は後日配布する「就学奨励費のあらまし」をご参照ください。
- レシート等の提出時期は年間予定表（P. 14）をご参照ください。

② 書類の提出について

- 生徒登録・就学奨励費受給のために次の書類提出が必要です。
- 受給方法は銀行振込みとし、学校諸費等振替の銀行口座での登録をお願いします。
- 就学奨励費受給のための口座登録用紙は、5月に配付します。

	内 容	対 象 者	備 考
ア	基本報告書	全 員	
イ	交通費調書 (通学費・帰省費調書)	全 員	
ウ	委任状	全 員	
エ	生活保護受給証明書	該当の方	<u>5月1日以降に福祉事務所で発行しても</u> <u>らい、5月31日までに事務室に提出して</u> <u>ください。</u>
オ	辞退届	該当の方	就学奨励費を辞退される方は、事務室に用紙を取りに来てください。

※提出日については、③ 就学奨励費手続き年間予定表(P. 14)のとおりです。

ア 基本報告書

就学奨励費の支給を受けるために必要なものです。

記入例

令和8年度
特別支援教育就学奨励費

幼児・児童・生徒 基 本 報 告 書

部 科 ()	年 組	幼児・児童・生徒名 住吉 隆	保護者名 住吉 太郎 (印)
※(令和7年12月31日現在) 住 所 (〒 555 - 0033)		電話 (自宅) 012-0000-0000 (携帯) 090-0000-0000	
堺市〇〇区〇〇町1-1			

1. 世帯の状況 ※(令和7年12月31日現在の生計を一にする家族状況を記入して下さい。)

番号	続柄	フ リ ガ ナ 氏 名	性別	生 年 月 日	職業又は学校名・ 学年(支援学級)	通学費の有無 (小・中のみ)
1	本人	スミヨシ タカシ 住吉 隆	男	昭 平 × 年 5月 10日	府立大阪南視覚 支援学校 高等部3年	有・無 月額 円
2★	父 保護者	タロウ " 太郎	男	大 昭・平 × 年 8月 24日	自営業	
3	母	ハナコ " 花子	女	大 昭・平 × 年 6月 11日	専 徒	
4	兄	ジロウ " 二郎	男	大 昭・平 × 年 5月 30日	大学生	有・無 月額 円
5	妹	アキコ " 明子	女	大・昭 平 × 年 7月 20日	府立堺支援学校 中学部1年	有・無 月額 0000 円
6	祖父	サカイ ユキオ 堺 幸男	男	大 昭・平 × 年 2月 2日	(別居)無職 大阪市天王寺区	有・無 月額 円
7	祖母	ユメ " ユメ	女	太 昭・平 = × 年 7月 15日	令和5年10月1日 死亡	有・無 月額 円

★2番目には、「保護者」を記入して下さい。

★この報告書に基づき、世帯内の18歳以上の方は、後日(6月以降に)市区町村で所得証明を取っていただくことになります。

2. 予備調査 (該当する項目に○を記入して下さい。)

1 通学の種別に関する事	①. 自宅から通学します。 ハ. 施設から通学します。	□. 寄宿舎から通学します。 二. 訪問教育をうけます。
2 就学奨励費の支給について	①. 支給を受けます。	□. 辞退します。
3 生活保護について	①. 受けています。	□. 受けていません。
4 身体障害者手帳について	イ. 無	□. 有 (× 種 × 級)
5 療育手帳について	①. 無	□. 有 判定()

★ 記入にあたって

- * 令和7年12月31日現在の家族状況を記入してください。
- * 続柄は本人から見た関係を記入してください。
- * 「生計を一」にしている家族全員を記入してください。
- * 別居している人も「生計を一」にしている人は記入してください。
(例) 別居の祖父母や子を税法上の扶養者としている場合等

← 保護者・保証人欄は必ず、印鑑を押印してください。
※成人の方は本人の名前の後に押印してください。（高等部本科・専攻科のみ）

← 名前には、必ずフリガナを記入してください。

← 自営業の家族で専従者となっている方は、職業欄に「専従」と記入してください。

← 令和7年12月31日現在の学校名と学年を記入してください。

← 支援学校の小・中学部または小・中学校の支援学級に在学している人のみ
1ヶ月分（年額を12月で割る）の通学費を記入してください。

← 令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に転出した扶養家族も
記入していただき、記入後に2本線で消去してください。

← 予備調査も必ず記入してください。

イ 交通費調書（通学費・帰省費調書）

大阪府立大阪南視覚支援学校

記入例

幼児・児童・生徒番号

--	--	--	--

令和8年度

交通費調書

(就学奨励費 通学費・帰省費調書)

令和 年 月 日 届出

学部・学年・組	部()科	年	組
幼児・児童・生徒名	住吉 隆		
身体障害者手帳	無 * 有	(○ 種 ○ 級)	
療育手帳	無 * 有	障害の程度 ()	
障害者割引	無 * 有	付添人氏名	
保護者名	住吉 太郎 (印)		
住所	〒555-0033 堺市〇〇区〇〇町1-1		
大阪市営交通機関割引乗車証	無 * 有	(無料バス ・ 半額バス)	

通学(帰省)方法	徒步・スクールバス・ 交通機関 ・自家用車(往復 km)・その他
通学(帰省)方法	区間 通学費 付添費
南海	初芝 から 蔵孫子前 まで 2.940 円 円
	から まで
定期券の種類	1ヶ月定期券・3ヵ月定期券・6ヵ月定期券 学割 障害者割

通学(帰省)の付添等について（特に必要と認められる方のみ記入して下さい。）

(○) 通学(帰省)に付添を認めてほしい。（小学4年生以上の方のみ記入）

理由 ×××のため単独歩行が難しいため

(○) 通学(帰省)に自家用車の利用を認めてほしい。

理由 ×××のため単独での歩行が難しく、電車バスでの通学がむづかしいため

[注意事項]

- (1) 通学は、もっとも経済的で合理的な経路および方法によるものとしてください。
- (2) 身体障害者割引制度は、必ず利用してください。
- (3) 通学に路線バスを利用する方で、定期券を購入するより回数券を利用する方が経済的である場合は、通学費の欄に片道〇〇〇円と、金額を記入してください。
- (4) 小学4年生以上で付添の必要な方、自家用車利用の方は、別に申請用紙がありますので、事務室に用紙を取りに来てください。

※「交通費」と「帰省費」について

- ・通学される方は「通学生」となり、「通学費」が支給されます。
- ・寄宿舎に入舎許可された方は「寄宿舎生」となり、「帰省費」が支給されます。
- ・両方の支給はされません。

ウ 委任状

就学奨励費の支給にあたり、学校長への委任状が必要ですので、全員提出してください。

委 任 状	
(代理人) 大阪府立大阪南視覚支援学校長 上記の者に、下記のこととを委任します。	
記	
大阪府教育委員会から支給される、令和8年度特別支援教育諸学校 就学奨励費の受領に関する一切の権限	
令和8年4月1日	
(受給者)	
学部 学年 組	幼稚部 · 小学部 · 中学部 高等部本科 高等部専攻科 <input checked="" type="checkbox"/> 保健理療科 · 理療科 · 理学療法科 柔道整復科
	学部・学科の該当するところ を○で囲んでください。
住所	堺市〇〇区〇〇町1-1
児童生徒名	住吉 隆
保護者名	住吉 太郎

※学部・学科は、該当するところを○で囲んで下さい。

③ 就学奨励費手続き年間予定表

令和8年度（予定）

年月	事 項		備 考
令和8年2月中旬 3月上旬	在校生（全学部） 「基本報告書」「交通費調査」「委任状」	配付	担任へ提出
	上記書類	提出	
2月～3月中旬	新入生（全学部） 「基本報告書」「交通費調査」「委任状」	配付	
4月上旬 中旬	上記書類 ※該当者の方 「辞退届」「施設入所証明書」 「自家用車・付添通学申請書」	提出 提出	担任へ提出 担任へ提出
	「特別支援教育就学奨励費のあらまし」	配布	
5月上旬 中旬 下旬	「口座振替依頼書」（新入生は全員、在校生は変更者のみ）	配付	
	上記書類	提出	担任へ提出
	「生活保護受給証明書」（5月1日以降のもの）※該当者の方	提出	担任へ提出
	「課税証明書」（市区町村役所で発行・6月になってから依頼する）	配付	
6月上旬 下旬	上記書類 第1期分（4・5・6月分）就学奨励費請求のためのレシート等 寄宿舎居住に伴う「寝具購入費」 寄宿舎居住に伴う「日用品等購入費」 新入学児童・生徒「学用品・通学用品購入費」 在校生分「学用品・通学用品購入費」 通学定期券コピー 等 以下、第6期分まで同様	提出 提出	担任へ提出 (専攻科の方は直接事務室へ)
	高等部教科書代（前期）	支給	学校から業者へ直接支払
	支弁段階決定通知書	配付	
	第2期分（7月分）就学奨励費請求のためのレシート等	提出	担任へ提出
	第1期分（4・5・6月分）就学奨励費	支給	
9月下旬	第2期分（7月分）就学奨励費	支給	
10月上旬 下旬	第3期分（8・9・10月分）就学奨励費請求のためのレシート等	提出	担任へ提出
	高等部教科書代（後期）	支給	学校から業者へ直接支払
11月上旬 下旬	第4期分（11月分）就学奨励費請求のためのレシート等	提出	担任へ提出
	第3期分（8・9・10月分）就学奨励費	支給	
12月下旬	第4期分（11月分）就学奨励費	支給	
令和9年1月上旬	第5期分（12月・1月）就学奨励費請求のためのレシート等	提出	担任へ提出
2月中旬 下旬	第6期分（2・3月分）就学奨励費請求のためのレシート等	提出	担任へ提出
	第5期分（12・1月分）就学奨励費	支給	
4月上旬	第6期分（2・3月分）就学奨励費	支給	

4 大阪府立大阪南視覚支援学校PTA規約

第一条（名称と所在）

本会は大阪府立大阪南視覚支援学校PTAと呼び、事務局を大阪府立大阪南視覚支援学校（以下本校と呼びます）内に置きます。

第二条（目的）

本会は本校児童・生徒の教育活動の充実・推進のため、一致協力して活気あるプログラムを開発し、もって本校教育の振興徹底に寄与することを目的とします。

第三条（方針）

本会は憲法以下各種法令を尊重し、次の方針に従って活動します。

1. 幼児・児童・生徒の教育ならびに福祉のために活動する各種団体及び機関と協力します。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、専ら営利を目的とするような行為は行いません。
3. 本会または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しません。
4. 学校の人事その他管理には干渉しません。

第四条（会員）

本会の会員は次の通りです。

1. 本校に在籍する児童・生徒の保護者、またはこれに代わる者。
2. 本校に勤務する教職員。

第五条（役員）

本会の役員は次の通りです。

イ:会長	1名(保護者)
ロ:副会長	2名(保護者)
ハ:書記	1名(保護者または教職員)
ニ:会計	1名(保護者または教職員)
ホ:会計監査	2~3名(保護者)

1. 役員の任期は原則2年とし、再任を妨げません。ただし、その期間は連続最長4年を限度とします。
2. 役員の選出及び就任は次の通りです。
イ:役員を選び出すために指名委員会を設けます。指名委員会は小学部・中学部・高等部からそれぞれ1名、PTA担当教諭、及び教頭の5名で構成します。指名委員の結論に基づく新役員候補への依頼は指名委員会が行います。
ロ:役員は総会で選出し、ただちに就任します。

第六条（役員の任務）

本会の役員の任務は次の通りです。

1. 会長は本会を代表し、各機関を統括します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代理を務めます。
3. 書記は全ての会合ならびに会の活動状況を記録し、各会合の通知を発送します。
4. 会計は事務室の担当職員と連携して、全ての収入、支出の記録と領収書を保管し、会計簿はいつでも会員の閲覧に備えるとともに、総会の承認を受けます。
5. 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告します。
6. 全ての役員は会長の下、役職に関わりなく共同して会全体の運営に当たります。

第七条（専門部会）

本会は安全、行事、進路・研修、広報の4つの部会を設け、会員(教職員を除く)は、いずれかの部会に所属します。それぞれの部会の企画・運営は主として役員会が行い、会員は所属する部会の企画・運営に参画します。

第八条 <削除>

第九条（総会）

総会は本会の最高議決機関で、毎年五月半ばまでにこれを開き、重要な議案を議決します。総会は全会員の三分の一以上の出席(委任状を含む)で成立します。議決は出席会員の過半数によります。臨時総会は全会員の四分の一以上の要求があった場合、会長がこれを招集します。

部別の会員会、その他の必要な会合は会長の承認を受け、臨時にこれを開くことができます。

第十条（会費）

本会の経費は会費及び寄付金によってまかねます。

1. 会計年度は四月から翌年三月までとします。

2. 会費は年額三千六百円(月当たり三百円・一家族単位)とします。納付された会費については、返金はおこないません。また、年度途中の転入については月割りとします。

第十一条（表彰及び弔慰）

表彰はしません。

弔慰については、幼児・児童・生徒及び会員の死亡の場合は、香典五千円とします。

第十二条（補助）

1. 「会員研修費」について

役員及び会員が会長並びに校長がともに承認した大会や研修会に出席する場合の会費、出張旅費(交通費、宿泊費を含む)、及び本会が主催する研修会に係る会員の交通費の全額(予算の範囲内)を補助します。

2. 「学習奨励費」について

幼児・児童・生徒が参加する特別活動または、会長ならびに校長がともに承認した教育ならびに福祉のために活動する各種団体及び機関の主催による大会、コンクール等で、近畿圏内で開催される場合は、交通費全額及び宿泊費の半額(四千円を一人あたりの上限)を補助、近畿圏以外は、交通費の半額及び宿泊費の半額(四千円を一人あたりの上限)を補助、全国大会へ参加する場合は、参加費・登録費等を補助します。

第十三条（改正）

この規約は総会において三分の二以上の賛成があったときに限り変更されます。

第十四条（その他）

附則

1. この規約は平成十八年五月十四日より実施します。
2. 平成十九年五月十日付、一部改正。
3. 平成二十年五月八日付、一部改正。
4. 平成二十一年四月三十日付、一部改正。
5. 平成二十三年四月二十八日付、一部改正。
6. 平成二十六年五月一日付、一部改正。
7. 平成二十八年四月二十七日付、一部改正。
8. 令和四年七月十三日付け、一部(第十一条)改正。
9. 令和七年五月十二日付け、一部(第十二条)改正。

メモ



令和8年度「入学者のしおり」

大阪府立大阪南視覚支援学校事務室発行 R8.2